

改正

平成17年3月31日規則第5号

平成28年3月31日規則第12号

江別市情報公開条例施行規則

江別市情報公開条例施行規則（平成8年規則第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、江別市情報公開条例（平成14年条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市長が管理する公文書の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

（公文書公開請求書）

第2条 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、公文書公開請求書（第1号様式）とする。

（江別市情報公開審査会への報告）

第3条 条例第10条第2項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面によるものとする。

- （1） 公開請求に係る公文書の名称又は内容
- （2） 当該公文書の存否を明らかにしない理由
- （3） その他必要な事項

（公文書の公開決定等の通知）

第4条 条例第11条第1項の書面は、公文書公開決定通知書（第2号様式）とする。

2 条例第11条第2項の書面は、公文書非公開決定通知書（第3号様式）とする。

3 条例第11条第3項の書面は、公文書公開請求拒否通知書（第4号様式）とする。

（公開決定等の期間の延長等の通知）

第5条 条例第12条第2項の書面は、公開決定等期間延長通知書（第5号様式）とする。

（第三者保護に関する手続に係る通知）

第6条 市長は、条例第13条第1項又は第2項の規定により第三者に対し意見を述べる機会を与える場合は、意見照会書（第6号様式）により通知する。

2 条例第13条第1項又は第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が意見を述べる場合は、口頭又は公開に対する意見書（第7号様式）によるものとする。

3 条例第13条第3項の書面は、公開決定に係る通知書（第8号様式）とする。

（電磁的記録の公開の実施の方法）

第7条 条例第14条第1項に規定する電磁的記録の公開の実施の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

（1） 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

（2） ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

（3） 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器（公開を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

2 前項の規定による公開（用紙に出力したものの閲覧又は交付を除く。）は、当分の間、当該電磁的記録の全部を公開する場合に行うものとする。

（公文書の写しの交付部数）

第8条 条例第14条第1項の規定により公文書の公開を公文書（同条第2項に規定する公文書を複写したものを含む。）の写しを交付して行う場合の当該写しの交付部数は、公開請求があった公文書1件につき1部とする。

（諮問をした旨の通知）

第9条 条例第21条の2第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書（第9号様式）によるものとする。

（裁決に基づく公開に係る通知）

第10条 条例第21条の3第2項の書面は、審査請求に対する裁決に基づく公開に係る通知書（第10号様式）とする。

（出資団体等）

第11条 条例第19条第1項の出資団体等は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

（1）本市が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人

（2）当該年度の前々年度に本市の補助金、負担金又は交付金（以下「補助金等」という。）の交付を受けた法人その他の団体（以下「法人等」という。）のうち、当該交付を受けた補助金等の総額が当該法人等の当該交付を受けた事業年度の総支出額又は総費用（当該法人等が特別会計等複数の会計を有し、各会計間の繰出し及び繰入れを行っている場合にあっては、当該繰り出した額を控除した後の額とする。）の2分の1以上であるもの

（実施状況の公表）

第12条 条例第31条の規定による公文書の公開等についての実施状況の公表は、年度ごとの請求件数、公開件数、非公開件数その他の事項について、江別市広報に掲載することにより行うものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の江別市情報公開条例施行規則により定められた様式の内紙については、当分の間、これに所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則により定められた様式の内紙については、当分の間、これに所要の補正を加えて使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第4条関係）

第4号様式（第4条関係）

第5号様式（第5条関係）

第6号様式（第6条関係）

第7号様式（第6条関係）

第8号様式（第6条関係）

第9号様式（第9条関係）

第10号様式（第10条関係）